「欧州戦略投資基金(EFSI)」の概要

2016年2月 日本貿易振興機構(ジェトロ) ブリュッセル事務所 海外調査部 欧州ロシア CIS 課



2014 年 11 月に発足したジャン・クロード・ユンケル委員長が率いる新欧州委員会は、経済成長と雇用創出に向けて、経済危機以降の域内の投資環境に対する信頼性の低下と投資不足の悪循環を断ち切り、金融機関に眠る流動可能な資金を活用するため、「欧州投資計画(Investment Plan for Europe)」を発表した。この計画の目玉となるのが、EU 予算と欧州投資銀行(EIB)の資金を呼び水とする、総額 3,150 億ユーロの投資計画、欧州戦略投資基金(EFSI)だ。同基金は、通常では融資を受けられなかった、リスクの高いプロジェクトなどを支援することを目的としている。2016 年 1 月現在、EFSI はすでに 42 件、総額 57 億ユーロのインフラ・イノベーションプロジェクトを承認。また、総額 18 億ユーロの中小企業支援を決定している。本稿では、EFSI 設立の背景とその運営の概略を紹介する。

目 次

I.	欧州戦略投資基金 (EFSI) 創設の背景と概略	1
1.	. 「欧州投資計画」の「3本の柱」	1
2.	. $3{,}150$ 億ユーロの資金の呼び込みを図る	3
II.	EFSI を補完するメカニズム	4
1.	. 欧州投資アドバイザリー・ハブ (EIAH)	4
2.	. 欧州投資プロジェクト・ポータル (EIPP)	5
III.	EFSI の運用	5
1.	EFSI のガバナンス	5
2.	支援対象分野	6
3.	プロジェクトの選定基準	6
4.	EFSI および EFSI プロジェクトへの資金提供	8
5.	. EFSI による支援の申請	10
IV	EFSI の進捗(2016 年 1 月現在)	11

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。 禁無断転載



I. 欧州戦略投資基金(EFSI) 創設の背景と概略

1. 「欧州投資計画」の「3本の柱」

2007年に3兆390億ユーロに達していた欧州連合 (EU) 域内の投資総額は、経済・金融危機を経て、2009年には2兆6,570億ユーロに落ち込んだ。その後も投資の低迷は続き、2013年には、2007年比で15% (4,300億ユーロ)減に相当する、2兆6,060億ユーロとなった¹。投資の減速は、雇用にも打撃をもたらし、同期間にEU域内の失業者数は、約600万人増加した。

欧州委員会のユンケル委員長は 2014 年 11 月に、EU の投資減速に歯止めをかけ、再び活性化するために、「欧州投資計画(Investment Plan for Europe)」 2 を打ち出した。同計画はユンケル委員長が提唱したことから、「ユンケル・プラン」とも呼ばれる。欧州投資計画は次の「3本の柱」からなる。

- 2015~2017年の3年間における、3,150億ユーロ以上の投資促進
- 実体経済への投資支援
- 投資環境の改善

図1 欧州投資計画の3本の柱

実体経済への投資支援 投資促進 • 戦略的投資の促進 プロジェクトの可視性の向上と選定 中小企業・中規模資本企業(注)向け融資の支援 あらゆるレベルでの技術的支援 EU予算の戦略的使用 加盟国の政府系金融機関とEIBの緊密な協力 EFSIに資金提供する加盟国に対する財政規律 EU、加盟国、地域など各レベルなどでのフォロー の柔軟な適用 アップ 欧州構造投資基金(ESIF)のより効果的な活用 17 Λ (注)中規模資本企業 (midcap companies):

(注)中規模資本企業 (midcap companies): 従業員数250~3,000名 の企業

投資環境の改善

- ・ 規制(準拠)の予見可能性と質
- 加盟国の支出、税制、行政の質
- 長期的投資の新たな資金源
- 単一市場内での主要部門における非金融的規制障壁 の撤廃

出所:欧州委員会資料3

欧州委員会は 2015 年 1 月 13 日に、欧州投資計画の具体化に向けた法案を発表⁴。「投資促進」を実現するためのイニシアチブとして「欧州投資基金 (EFSI)」を、「実態経済への投資」を

¹ http://europa.eu/rapid/press-release IP-14-2128 en.htm (本稿中のリンクは全て 2016 年 1 月に閲覧した)

² http://ec.europa.eu/priorities/jobs-growth-and-investment/investment-plan_en

³ http://europa.eu/rapid/press-release IP-14-2128 en.htm

⁴ http://europa.eu/rapid/press-release_IP-15-3222_en.htm



支援するためのメカニズムとして「欧州投資アドバイザリー・ハブ(EIAH)」と「欧州投資プロジェクト・ポータル(EIPP)」を提案した 5 。EU 閣僚理事会と欧州議会は同年 5 月 28 日に、法案の修正について政治的合意に達し、6 月 25 日に「EFSI および EIAH、EIPP に関する規則」 6 (以下、「EFSI 規則」)が成立した。同規則には、EFSI 設立に当たり欧州委員会と EIB が締結する「EFSI 協定」が第 4 条に、また、「EFSI 投資ガイドライン」が付属書 II に盛り込まれた。EFSI 規則の内容は次の通りだ。

表1: EFSI 規則の内容

表 I: EFSI 規則の内容	
第1章 序	第V章 欧州投資プロジェクト・ポータル(EIPP)
第1条 (EFSI 規則の)主題	第 15 条 欧州投資プロジェクト・ポータル(EIPP)
第2条 用語の定義	
	第 VI 章 報告、経営責任、評価
第 II 章 欧州投資基金(EFSI)	第16条 報告と会計
第3条 目的	第 17 条 経営責任
第4条 EFSI 協定の条件	第 18 条 評価と見直し
第5条 付加性(後述)	
第6条 EU 保証の利用に関する選定基準	第 VII 章 総則
第7条 EFSI のガバナンス	第 19 条 透明性と情報公開
	第20条 会計院による監査
第 III 章 EU 保証および EU 保証基金	第21条 不正防止
第8条 EU 保証	第22条 対象外の活動および非協力的な第三国・地域
第9条 EU 保証の利用に関する要件	第23条 委任の執行
第 10 条 (保証の)選定対象となる金融手段	
第 11 条 EU 保証の範囲と条件	第 VIII 章 経過規定および最終規定
第 12 条 EU 保証基金	第 24 条 経過規定
第13条 EU 一般予算から保証基金への資金供与	第 25 条 発効
第 IV 章 欧州投資アドバイザリー・ハブ (EIAH)	付属書 I 規則 $1291/2013^7$ および規則 $1316/2013^8$ の改正
第14条 欧州投資アドバイザリー・ハブ(EIAH)	付属書 II EFSI 投資ガイドライン
THE FECT +BBH	

出所: EFSI 規則

なお、EFSI 規則の立法手続きに先立ち、欧州理事会はすでに 2014 年 12 月の時点で、EIB に対して、2015 年 1 月から自前の資金を活用して「欧州投資計画」の活動に着手するように促していた 9 。EIB はこれに応じて、EFSI の正式な創設を待たずに、プロジェクト選定などを開始していた。

http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32015R1017

 $\underline{\text{http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32013R1291}}$

http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32013R1316

⁵ http://europa.eu/rapid/press-release_IP-15-3222_en.htm

⁶ Regulation (EU) 2015/1017 of the European Parliament and of the Council of 25 June 2015 on the European Fund for Strategic Investments, the European Investment Advisory Hub and the European Investment Project Portal and amending Regulations (EU) No 1291/2013 and (EU) No 1316/2013 — the European Fund for Strategic Investments

⁷ EU の研究・イノベーション助成プログラム「ホライズン 2020」の設立に関する規則。

⁸ エネルギーと交通、通信インフラ網の整備支援のための基金「コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ (CEF) | に関する規則。

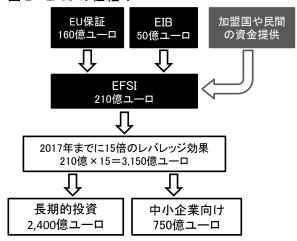
⁹ http://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2014/12/pdf/EUCO-conclusions_pdf/



2. 3,150 億ユーロの資金の呼び込みを図る

EFSI は、欧州委員会と欧州投資銀行(EIB)グループ [EIB と傘下の欧州投資基金(EIF) で構成される。EIF は、中小企業の金融面での支援を目的に 1994 年に創設された〕が共同で実 施する10。EFSI は、EU 予算から 160 億ユーロの信用保証と、EIB から合計 50 億ユーロの信用 保証や流動性など、合わせて 210 億ユーロを提供することにより、官民からの投資を促進するこ とを目的としている。EU が信用保証を提供することにより、EIB は、リスクの高いプロジェク トへの資金供与が可能となる。また、一般的にプロジェクトの初期に発生する可能性の高い損失 が、この信用保証でカバーされるため、民間投資家も投資しやすくなる。欧州委員会は、2015 年から 2017 年までの間に、15 倍の乗数効果を見込んでおり、3 年間で総額 3,150 億ユーロ規模 の投資の実現を目指している。

図 2 EFSI の仕組み



出所:欧州委員会資料11

EFSI は、機構上は EIB グループに組み込まれているが、独自のガバナンス機能を備えている。 また、EIB が通常支援するプロジェクトと比べて、市場での資金調達が難しい、よりリスクの高 いプロジェクトに対する支援を実施する。なお、支援の資金は債券発行により EIB が調達し、 EFSI 自体は債券を発行しない。EU の信用保証は、次の金融手段に対して提供される¹²。

加盟国の開発金融機関や政府系金融機関、「投資プラットフォーム¹³」、EIB による、投 資基金に対する融資や信用保証、逆保証(counter-guarantee)、資本市場商品、その他 の資金・信用補完手段、資本または準資本への参加

12 EFSI 規則第 10 条

¹⁰ http://www.eib.org/efsi/index.htm

¹¹ http://europa.eu/rapid/press-release_IP-14-2128_en.htm

^{13 「}投資プラットフォーム」とは、複数の投資プロジェクトに資金を供給するための、特別目的事業体 (SPV) や契約に基づく共同出資・リスク共有の取り決めなどを指す。加盟国や加盟国内のレベルで複数の投資プロジェ クトを取りまとめるプラットフォーム、特定地域のプロジェクトに関心を持つ複数の加盟国や第三国が参加する プラットフォーム、特定分野における投資プロジェクトを取りまとめるプラットフォームなどが想定されている。 (EFSI 規則第 2 条(4))



- 加盟国の開発金融機関や政府系金融機関、投資プラットフォーム、投資基金に対する、 融資や信用保証、逆保証、その他の信用補完商品、資本市場商品、資本または準資本へ の参加を可能にするための、EIBによる EIFへの資金供与または保証
- EU の信用保証に対する逆保証を条件とする、加盟国の開発金融機関や政府系金融機関、 投資プラットフォーム、投資基金への EIB による保証

欧州委員会は、EU 予算と EIB が提供する 210 億ユーロの原資に、総額 3,150 億ユーロの投資を呼び込めれば、EU 全体で 3,300 億~4,100 億ユーロの GDP 拡大が期待されるとしている。また、100 万~130 万人分の雇用が創出されると試算している 14 。

||. EFSIを補完するメカニズム

EFSI 規則により、EFSI と同時に創設された EIAH と EIPP は上述の通り、実体経済への投資の支援を目的とするものであり、資金調達を円滑化する役割が期待される。

1. 欧州投資アドバイザリー・ハブ (EIAH)

EIAH¹⁵は、EU 域内における投資プロジェクトの特定と準備、展開に関する、資金面や専門的な助言にアクセスするための単一の窓口であり、2015 年 9 月から運営を開始した。欧州委員会と EIB の既存のアドバイザリー(助言)・サービスをベースとしており、EIB が運営を担当する¹⁶。プロジェクトが直面する資金面や技術面などでの課題を解決するために、加盟国の公的機関や、民間企業などプロジェクトの実施主体と、アドバイザリー・サービスの橋渡し役となる¹⁷。

EIAH は、EFSI を含む EIB の支援プロジェクトだけでなく、その他の EIB の支援基準を満たす可能性のあるプロジェクトに対しても助言を提供する。また、EIAH を通じて、JASPERS¹⁸ 〔欧州構造投資基金(ESIF) ¹⁹からの資金供与を受ける地域振興プロジェクトの実施国に対する支援〕や、ELENA²⁰(再生可能エネルギーと省エネルギー関連プロジェクトへの投資支援)、EPEC²¹ 〔官民連携(PPP)プロジェクトにおける公的機関の支援〕など、特定分野の既存のアドバイザリー・サービスにアクセスできる。なお、EIAH には次のウェブサイトからコンタクトできる。

http://www.eib.org/eiah/contact/index

17 http://www.eib.org/eiah/about/index

¹⁴ http://europa.eu/rapid/press-release MEMO-15-5419 en.htm

¹⁵ http://www.eib.org/eiah/

¹⁶ EFSI 規則第 14 条

¹⁸ http://www.jaspers-europa-info.org/

¹⁹ 欧州地域開発基金 (ERDF) や欧州社会基金 (ESF) 、結束基金 (CF) など、5 つの基金の総称。EU の成長 戦略「欧州 2020 戦略」に基づき、加盟国の経済成長を支援することを目的とする。

http://ec.europa.eu/regional_policy/en/funding/

²⁰ http://www.eib.org/products/advising/elena/index.htm

²¹ http://www.eib.org/epec/



2. 欧州投資プロジェクト・ポータル (EIPP)

EIPP²²は、実施主体がプロジェクトの関連情報を登録できるウェブサイトであり、2016 年 2 月から運用が開始される予定。EU 域内の投資に適したプロジェクトを EIPP 上で紹介することにより、投資家にプロジェクトの周知を図り、投資を促進することを目的としている。プロジェクトが次の条件を満たせば、EFSI や EIB 支援プロジェクト以外も EIPP に登録できる。登録費用は 250 ユーロ(EIPP 運用開始前からプロジェクトの登録を受け付けており、その期間の登録料は 100 ユーロ) ²³。

- 1,000 万ユーロ以上の規模があること
- EIPPへの登録申請から3年以内に開始できること
- EU 加盟国内に所在する公法人または私法人が実施するプロジェクトであること
- EU および加盟国の法律を順守していること

Ⅲ. EFSIの運用

1. EFSI のガバナンス

上述のように EFSI は EIB グループが運営しており、その事業は EIB のバランスシートに記載され、EIB の標準的なデューデリジェンス(投資先評価のための調査)の対象となり、EIB の経営陣による承認を受ける必要がある 24 。

その一方で、EFSI は、通常の EIB の融資対象よりもリスクの高い投資案件を扱うため、独自の運営組織を備えている。EFSI は次の3つの組織により運営されている。

表 2 EFSI の運営組織

EFSI 運営委員会	EU の融資保証を適切に行うために、「EFSI 規則」に則って、リスク・プロファイルや		
(EFSI Steering	運用方針、事業に必要な手続きの決定、投資プラットフォームや各国の開発金融機関と		
Board) の事業など、EFSIの戦略的方針を決定する。開発金融機関委員会は 20			
	に正式に創設された。メンバーは 4 名で、欧州委員会が 3 名を、EIB が 1 名を任命し		
	た。委員長は欧州委員会の代表が務める。運営委員会の決定は、全会一致により行われ		
	る。		
EFSI 投資委員会	個別のプロジェクトに対する支援の是非を、EFSI の投資方針および「EFSI 規則」に基		
(EFSI Investment	づいて査定し、合格したプロジェクトに対する EU の信用保証の供与を承認する。投資		
Committee)	委員会のメンバーは、理事長(Managing Director)と 8 名の専門家で構成される。専		
	門家は公募制で、EFSI 運営委員会が選定し、任命。任期は 1 年で、最長で 6 年まで更		
	新可能。投資委員会は単純多数決で決定を下す。理事長も含めて各1票とする。		
理事長(Managing	副理事長の補佐を得て、EFSI の日常業務の責任者として、運営委員会と投資委員会を		
Director)	サポートする。		

出所: EIB ウェブサイト²⁵

²² http://ec.europa.eu/eipp

²³ EFSI 規則前文(55)~(57)、同第 15 条、および次のウェブサイト。

http://ec.europa.eu/priorities/european-investment-project-portal-eipp_en

²⁴ http://www.eib.org/attachments/press/investment_plan_for_europe_qa_en.pdf



2. 支援対象分野

EFSI の主な支援対象分野は次の通り²⁶。

- 戦略的インフラ(交通、エネルギー、デジタルなど)
- 教育・研修、研究開発 (R&D) 、イノベーション
- 再生可能エネルギーと省エネルギー
- 中小企業(従業員数 250 名以下) および中規模資本企業 (midcap companies、従業員数 250~3,000 名) への支援。

EFSI で期待される投資の総額 3,150 億ユーロのうち、750 億ユーロは中小企業および中規模 資本企業への支援に、2,400 億ユーロはインフラや教育、再生可能エネルギーなど、その他の分野の長期的投資に振り分けられる。

3. プロジェクトの選定基準

EFSI 規則第6条は、支援対象プロジェクトの選定基準として次を規定している。

- プロジェクトへの官民からの支援および協調融資の可能性を考慮した、EU の標準的な費用対効果益分析で経済的に実行可能であることが示されていること
- 「スマートで持続可能、包摂的な成長」や、質の高い雇用の創出、経済・社会・地域的な連帯など、EUの政策に適合していること
- 付加性(additionality、後述)があること
- 民間資本を可能な限り活用すること
- 技術的に可能であること

「付加性 (additionality)」とは、同規則第 5 条に「EFSI がなければ実行できなかった、もしくは、EIB や EIF など既存の EU の資金援助だけでは実行できなかった、市場の失敗や適性を欠く投資水準を穴埋めする投資事業に対する、EFSI による支援」と定義されている。すなわち、リスクの大きく、通常の EIB の基準などでは資金調達が困難であることを規定している。

さらに、同規則 9 条 2 項には、EU 保証の利用要件として、EU 政策との一貫性と、次に挙げる目標のいずれかへの貢献を要求している。

http://www.eib.org/efsi/governance/efsi-investment-committee/index.htm

²⁵ http://www.eib.org/efsi/governance/efsi-steering-board/index.htm

²⁶ EFSI 規則前文(13)、および次のウェブサイト。 http://www.eib.org/efsi/what-is-efsi/index.htm



表 3: EU 保証の利用要件における目標

分野	概要	
研究開発、イノベーション	特に(1)研究・イノベーション助成プログラム「ホライズン 2020」に則し	
	たもの、(2)研究インフラ、(3)実証プロジェクト・プログラム、およ	
	び関連インフラ・技術・工程の普及、(4)産学連携を含む学術研究機関の	
	支援、(5) 知識と技術の移転。	
エネルギー供給の安全保障、	特に(1) 再生可能エネルギーの利用または供給の拡大、(2) エネルギー	
2020年と2030年、2050年の気	効率および省エネルギー(需要家側の管理による需要の抑制と建物の改修に	
候・エネルギー枠組みなど、エネ	焦点を当てる)、(3)エネルギー・インフラの整備と近代化〔特に(加盟	
ルギー同盟の優先項目に則ったエ	国間の国境を越えるグリッドの)相互接続、配電・ガスにおけるスマートグ	
ネルギー部門の発展	リッド、エネルギー貯蔵、電力網の同期〕。	
交通インフラの整備と、交通のた	特に(1)規則 1315/201327と規則 1316/201328に基づく支援対象となるプロ	
めの設備と革新的な技術	ジェクトおよび横断的な優先項目、(2)スマートで持続可能な都市交通プ	
	ロジェクト(アクセス改善や、温室効果ガス排出・エネルギー消費の削減、	
	事故防止を目的とする)、(3)汎欧州運輸ネットワーク(TEN-T) ²⁹ への	
	接続プロジェクト。	
中小企業および小規模な中規模資	特に(1)運転資本および投資の供与、(2)中小企業とスタートアップ企	
本企業を中心とする、従業員	業、小規模な中規模資本企業、および中規模資本企業に対する、革新的・持	
3,000 名以下の事業体に対する	続可能な産業部門における技術的なリーダーシップの確保のための、シード	
EIFと EIB を通じた支援	期(設立準備段階)から事業拡張期までリスクファイナンスの提供。	
情報通信技術の開発と普及	特に(1) デジタル・コンテンツ、(2) デジタル・サービス、(3) 高速通	
	信インフラ、(4) ブロードバンド・ネットワーク	
環境と資源効率	特に(1)環境保護・管理分野におけるプロジェクトおよびインフラ、	
	(2) 生態系サービス30の強化、(3) 持続可能な都市・農村開発、(4) 気	
	候変動対策	
人材資源、文化、健康	特に(1)教育と研修、(2)文化・クリエイティブ産業、(4)革新的な健	
	康ソリューション、(4)効果的な新薬、(5)社会インフラ、社会・連帯	
	経済、(6) 観光	

出所: EFSI 規則第9条2項

前述の通り、これらの基準に基づき、EFSI 投資委員会がプロジェクトに対する支援の是非を検討し、EU の信用保証の供与を決定する。

なお、EFSI が正式に発足する前の 2014 年 9 月に、加盟国の経済・財務当局の要請に基づき、EFSI の設立を目的とする欧州委員会と EIB および加盟国からなる「合同タスクフォース」が発足 31 。このタスクフォースは 2014 年 11 月に報告書を発表し、支援対象となるプロジェクトの例として、次を挙げていた 32 。

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

 $^{^{27}}$ 「汎欧州網」(TEN、経済成長と競争力の向上を目的に、域内の統合を促進すべく EU が整備を進める域内の運輸・エネルギー・デジタル・インフラ網)に関する規則。

http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32013R1315

²⁸ エネルギーと交通、通信インフラ網の整備支援のための基金「コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ (CEF)」に関する規則。

http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32013R1316

²⁹ 経済成長と競争力の向上を目的に、域内の統合を促進すべく EU が整備を進めるインフラ網の内、交通インフラ。

³⁰ 生物多様性を基盤とする、生態系から得られる恵み。

³¹ http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ecofin/145102.pdf

³² http://www.eib.org/attachments/efsi_special_task_force_report_on_investment_in_the_eu_en.pdf



- 公共施設のエネルギー効率改善を目的とする建設・改修プロジェクト。
- EU 加盟国間を結ぶ交通網の整備
- 教育施設の近代化
- 上下水道インフラの整備
- 港や空港のキャパシティ拡大
- 主要空港と都市中心地区の鉄道による接続
- 水運のグリーン化
- 幹線道路に沿った新燃料インフラの整備
- 第3世代バイオ燃料生産設備

合同タスクフォースが作成した報告書は、それぞれの分類に対して、コスト高や資金不足で現状では実現できていないプロジェクトや、遅延しているプロジェクトの実例を示し、EFSIによる支援による実現可能性に言及していた。また、この報告書と同時に、加盟国が集約した、支援対象の候補となる合計 2,000 件超、投資規模にして約 1 兆 3,000 億ユーロに相当するプロジェクトのリストも公開されていた³³。

4. EFSI および EFSI プロジェクトへの資金供与

EFSI は資金力を強化するため、EFSI 運営委員会の合意のもと、加盟国を含む第三者(EFSI 以外の機関)からの資金を受け入れている。EFSI 規則は第三者の例として、加盟国のほかに、加盟国内の地域政府や開発金融機関、政府系金融機関、加盟国政府が所有または管理する地域金融機関、民間の事業体、そして、EU 域外の事業体を挙げている³⁴。

EFSI 規則によると、加盟国は EFSI に流動性もしくは信用保証を供与することができる³⁵。一方、加盟国以外の第三者は信用保証の供与はできず、流動性の供与のみが認められている。なお、加盟国が EFSI に流動性ないし信用保証を供与した場合や、加盟国以外の第三者が流動性を供与した場合も、EFSI 運営委員会への参加や、EFSI 投資委員会の関連人事への介入など、EFSI のガバナンスに関与する権限は与えられない³⁶。

EFSI への資金供与以外にも、第三者は、「投資プラットフォーム」への資金供与、特定のプロジェクトや事業への資金供与による、EFSI との協調融資が可能だ³⁷。「投資プラットフォーム」とは、複数のプロジェクトへの資金供給を目的とする特別目的事業体などを指す。テーマ・分野別、地域・国・国際レベルなど様々なプラットフォームが想定される。なお、加盟国は個別

http://europa.eu/rapid/press-release IP-14-2480 en.htm

35 EUの「安定・成長協定」は加盟国の単年度の財政赤字を GDP の 3%以下、公的債務を同 60%以下に抑制することを求めているが、欧州委員会は、EFSI への出資は原則的に 1 回限りの施策であり、構造的な財政状況を反映したものではないとして、財政評価に算入しない方針だ(http://europa.eu/rapid/press-release SPEECH-15-5262 en.htm)。安定・成長協定と運用については、ジェトロ調査レポート「EU の経済・財政ガバナンスを強化するシックス・パックとツー・パックの概要」

(https://www.jetro.go.jp/jfile/report/07001470/eu economy finance.pdf) 参照。

 $^{^{33}}$ http://www.eib.org/infocentre/press/releases/all/2014/2014-262-eib-president-proposes-participation-in-investment-plan-for-europe.htm

³⁴ EFSI 規則前文(36)

³⁶ EFSI 規則第 4 条 2 項(k)、第 7 条 4 項

³⁷ EFSI 規則前文(39)



のプロジェクトへの投資に際して、欧州構造投資基金(ESIF)など、EUから調達した資金を利 用することも認められている38。

なお、次の加盟国が、政府系金融機関を通じた EFSI 支援プロジェクトへの投資を表明してい る。

表 4 EU 加盟国の政府系金融機関を通じた EFSI プロジェクトへの投資額(2015年6月現在)

国名	金融機関名	投資額
ドイツ	KfW	80 億ユーロ
スペイン	ICO	15 億ユーロ
フランス	CDC, BPI	80 億ユーロ
イタリア	CDP	80 億ユーロ
ルクセンブルク	SNCI	8,000 万ユーロ
ポーランド	BGK	80 億ユーロ
スロバキア	SIH, SZRB	4億ユーロ
ブルガリア	Bulgarian Development Bank	1億ユーロ
英国	-	60 億ポンド (約 85 億ユーロ)

出所:欧州委員会資料³⁹

また、プロジェクトに直接、資金供与を検討する場合は、前述の EIPP が必要な情報収集に向 けた手段となることが期待されている。

中国のEFSI への参加®

EU 域外では目下のところ、中国が最も熱心に EFSI への参加を進めようとしている。

中国は、2015年6月にブリュッセルで開催されたEU・中国首脳会議において、EFSIを含む 欧州投資計画への関心を示していた 41 。その後、同年 9 月に北京で開催された EU・中国ハイレ ベル経済・通商対話において、両国は「一帯一路」構想の実現に向けた「シルクロード基金」 と、EFSI を含む「欧州投資計画」に対する双方の関心を再確認。同時に、中国は、EFSI への 参加を表明し、EU 域外で初めて EFSI への参加を表明した国となった。

さらに、両国は、それぞれの投資イニシアチブのシナジーの検討に向けた方策を特定。まず、 欧州投資計画における具体的な共同作業と運用面での協力の方法を、2015 年末までに特定する ための、共同作業グループを設立した。また、「EU・中国コネクティビティ・プラットフォー ム(EU-China Connectivity Platform)」における協力の改善を打ち出した。同プラットフォ ームは、EU と中国、両国のインフラ網整備計画や戦略、政策のシナジーの探求、協力の改善が 可能な分野の特定、プロジェクトへの資金調達の改善に取り組むプラットフォームだ。シルクロ

³⁸ EFSI 規則第 9 条 7 項

³⁹ http://europa.eu/rapid/press-release IP-15-5420_en.htm

⁴⁰ http://ec.europa.eu/priorities/sites/beta-political/files/factsheet-eu-china-investment-cooperation_en.pdf http://europa.eu/rapid/press-release IP-15-5723 en.htm

⁴¹ http://europa.eu/rapid/press-release_IP-15-5279_en.htm



ード沿いのプロジェクトの、投資家に対する可視性を改善し、両国の投資家および関連企業に公平な競争環境を提供することを目的としている。これらのプロジェクトには、EFSI を含む EU 資金、または、シルクロード基金など中国の基金による資金提供の要件を満たしているものもあるという。EU 側は、EIB がこのプラットフォームにおいて、EU と中国を結ぶインフラへの協調融資の可能性の探求に当たる。

また、欧州委員会と EIB は、近く業務を開始する「アジア・インフラ投資銀行 (AIIB)」との提携も視野に入れている。同行の立ち上げフェーズにおける技術支援や、両国の共通の利益となるプロジェクトへの協調融資の可能性について、覚書 (MoU) の締結による協力関係の確立を視野に入れている。

なお、フランスの報道⁴²では、2015 年 5 月の時点で、EFSI が支援するインフラ整備プロジェクトに、中国の複数の国有銀行が数 10 億ユーロの資金提供を行う見通しだと報じていた。

5. **EFSI** による支援の申請

EFSIによる支援を受けられるのは、次の企業・機関だ43。

- 公益事業体、特別目的事業体 (SPV)、事業会社、中小企業 (従業員 250 名以下)、中規模資本企業 (従業員 250~3,000 名) を含む、あらゆる規模の事業主体
- 公的部門の事業体
- 仲介融資を行う加盟国の開発銀行や政府系金融機関、金融機関
- 出資・融資を行う投資基金や集団投資スキーム
- 投資プラットフォーム

また、EFSI 規則は、EU 域内の投資事業、もしくは、EU 加盟国に拠点を持つ事業体が参加し、欧州近隣政策や拡大政策の対象国、欧州自由貿易連合(EFTA) 加盟国、海外領土(OCT)に展開する投資事業を支援対象として規定している⁴⁴。

EFSI による支援を受けるための申請方法は、EIB から融資を受けるための通常の手続きと同じだ 45 。EIB の融資申請には特別な形式はなく、プロジェクトが EFSI の支援対象の選定基準を満たしていると判断した上で、実施主体は、投資計画の詳細な内容と、資金調達の展望を提示し、融資を申請する。EIB との最初のコンタクトは、電話、ファクシミリ、電子メール、郵便などどのような手段でも可能だが、EIB が融資を供与するための条件に合致しているかどうかを判断できるだけの十分な情報を提供する必要がある。EIB の事務所は次のウェブサイトに掲載されている。

 $\underline{http://www.lefigaro.fr/conjoncture/2015/05/18/20002-20150518ARTFIG00265\text{-}pekin-veut-investir-le-plan-juncker.php?redirect_premium}$

_

^{42 「}ル・フィガロ」2015年5月18日付。

⁴³ EFSI 規則付属書 II「EFSI 投資ガイドライン」および次のサイト。

http://www.eib.org/efsi/how-does-a-project-get-efsi-financing/index.htm

⁴⁴ EFSI 規則第 8 条

⁴⁵ http://www.eib.org/efsi/how-does-a-project-get-efsi-financing/index.htm



http://www.eib.org/infocentre/contact/offices/index.htm

また、申請時の書類は次にまとめられている。

http://www.eib.org/attachments/application documents en.pdf

EIB から融資を受けるためには、同行の環境と調達に関する方針を順守する必要がある。環境については、気候変動対策と都市・自然の 2 分野に関する環境の持続可能性に配慮する必要がある。それぞれ、次にまとめられている。

http://www.eib.org/projects/priorities/climate-action/index.htm (気候変動対策) http://www.eib.org/projects/priorities/urban/index.htm (都市・自然環境)

また、EIB は、同行が支援するプロジェクトについて、適切な品質の商品とサービスを適切な価格とタイミングで入手するため、オープンな国際競争を基本原則とする調達ガイドラインを公開している。同ガイドラインは次から入手できる。

http://www.eib.org/attachments/thematic/procurement_en.pdf

なお、予算が 2,500 万ユーロ未満の小規模なプロジェクトについては、EIB が加盟国の地域金融機関や政府系金融機関にクレジットラインを供与し、仲介融資を行っている。この場合、融資を申請するプロジェクトの実施主体は仲介融資を行う金融機関などに直接コンタクトし、投資計画の詳細な内容と資金調達の展望を提示する必要がある。仲介融資を行う金融機関のリストは次のウェブサイトから取得できる。

http://www.eib.org/products/lending/intermediated/list/index.htm

IV. EFSI の進捗 (2016 年 1 月現在)

欧州委員会は 2016 年 1 月に EFSI の進捗状況を発表した 46 。これによると、EFSI による支援が決定したインフラやイノベーション・プロジェクトと、中小企業への資金供与合意の概要は次の通り。

表 5 EFSI による支援実施状況 (2016 年 1 月現在)

	承認されたインフラとイノベーショ ン・プロジェクト	中小企業への資金供与合意
件数	42 件	84件
EIB または EIF によ る資金供与総額	57 億ユーロ	18 億ユーロ
期待される総投資額	250 億ユーロ	250 億ユーロ
実施される加盟国	オーストリア、ベルギー、クロアチア、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イ	ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、エストニア、フランス、ドイツ、ハンガリー、アイルランド、イタ

⁴⁶ http://ec.europa.eu/priorities/publications/investment-plan-state-play-january-2016_en

-

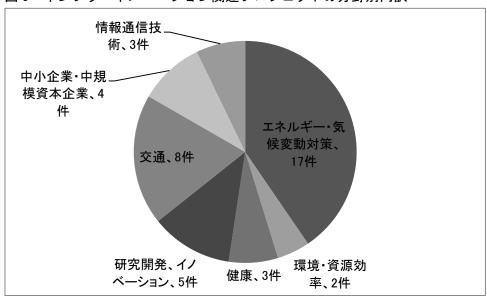


タリア、オランダ、スロバキア、ス	リア、ルクセンブルク、オランダ、ポ
ペイン、スウェーデン、ポーラン	ーランド、ポルトガル、スロベニア、
ド、英国	スペイン、英国

出所:欧州委員会資料47

また、インフラとイノベーション・プロジェクトの分野別内訳は次の通り。

図 3 インフラ・イノベーション関連プロジェクトの分野別内訳



出所:欧州委員会資料48

2016年1月現在、支援が決定しているプロジェクトは次の通り。

表 6 EFSI による支援実施状況 (2016 年 1 月現在)

プロジェクト名	実施国	部門
NOBELWIND OFFSHORE WIND	ベルギー	エネルギー
HBOR RISK-SHARING FOR MIDCAPS & OTHER PRIORITIES	クロアチア	中小企業・中規模資本企業
ENVO BIOGAS TONDER	デンマーク	エネルギー
COPENHAGEN INFRASTRUCTURE II	デンマーク	エネルギー
AANEKOSKI BIO-PRODUCT MILL	フィンランド	エネルギー
SEM ENERGIES POSIT-IF ILE DE FRANCE	フランス	エネルギー
ALSACE TRES HAUT DEBIT	フランス	情報通信
NORD PAS DE CALAIS THD	フランス	情報通信
SPEE EN PICARDIE	フランス	エネルギー
GRAND CONTOURNEMENT OUEST DE STRASBOURG (A355)	フランス	交通
CAPENERGIE 3 FUND	フランス	環境・資源効率
IF TRI EN NORD-PAS DE CALAIS	フランス	中小企業・中規模資本企業

 $[\]frac{47}{\rm http://ec.europa.eu/priorities/sites/beta-political/files/ip-eu-state-of-play-jan-2016-en.pdf} \\ \frac{48}{\rm http://ec.europa.eu/priorities/sites/beta-political/files/ip-eu-state-of-play-jan-2016_en.pdf}$



SAARLB - RE PROJECT FINANCE GUARANTEE	ドイツ、フランス	エネルギー
PRIMARY CARE CENTRES PPP	アイルランド	人材、文化、健康
IRISH WATER INVESTMENT PROGRAMME I - ERVIA	アイルランド	環境・資源効率
RENEWABLE INCOME EUROPE	アイルランド	エネルギー
ARVEDI MODERNISATION PROGRAMME	イタリア	研究開発・イノベーション
AUTOVIE VENETE A4 WIDENING	イタリア	交通
TI - ACCELERATED FIXED HIGH SPEED BB ROLLOUT	イタリア	情報通信
RAFFINERIA DI MILAZZO	イタリア	環境・資源効率
TRENITALIA REGIONAL ROLLING STOCK	イタリア	交通
2I RETE GAS SMART METERING	イタリア	エネルギー
NOVAMONT RENEWABLE CHEMISTRY	イタリア	研究開発・イノベーション
BEATRIX LOCK	オランダ	交通
QREDITS LOAN FOR SMES	オランダ	中小企業・中規模資本企業
EASTERN POLAND DAIRY PRODUCTION FACILITY	ポーランド	中小企業・中規模資本企業
D4R7 SLOVAKIA PPP	スロバキア	交通
GRIFOLS BIOSCIENCE R&D SPAIN	スペイン	研究開発・イノベーション
REDEXIS GAS TRANSMISSION AND DISTRIBUTION	スペイン	エネルギー
ABENGOA RDI II	スペイン	研究開発・イノベーション
ACCESSIBILITY PORTS INFRASTRUCTURE	スペイン	交通
ICO INFRASTRUCTURE RISK SHARING LOAN	スペイン	交通
BALEARIA GREEN FLEET RENEWAL	スペイン	交通
EUROFIDEME 3 CO-INVESTMENT WIND SWEDEN	スウェーデン	エネルギー
SMART METERS - PROJECT SPARK	英国	エネルギー
MIDLAND METROPOLITAN HOSPITAL PPP	英国	人材、文化、健康
GALLOPER OFFSHORE WIND	英国	エネルギー
BEATRICE OFFSHORE	英国	エネルギー
LONDON ENERGY EFFICIENCY COFINANCING FACILITY	英国	エネルギー
IMPAX NEW ENERGY INVESTORS III	英国	エネルギー
IMPAX CLIMATE PROPERTY FUND	英国	エネルギー
GINKGO FUND II	EU 加盟国	環境・資源効率
UEC CID ♣ → ¥ / 1 49	•	

出所: EIB ウェブサイト⁴⁹

-

⁴⁹ http://www.eib.org/efsi/index.htm



レポートをご覧いただいた後、アンケート(所要時間:約1分)にご協力ください。https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20150145

「欧州戦略投資基金(EFSI)」の概要

2016年2月発行

独立行政法人 日本貿易振興機構 東京都港区赤坂 1 丁目 12 番 32 号 アーク森ビル私書箱 528 号

〒107-6006 電話(03)3582-5569 海外調査部 欧州ロシア CIS 課